

大阪府立東淀川支援学校運営協議会傍聴に関する要領

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立東淀川支援学校運営協議会（以下、「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻までに、協議会の会長（以下「会長」という。）の傍聴許可を受けなければならない。

- 2 傍聴人の数は、会長が定める数を限度とし、傍聴の申請者の数がその数を超える場合は、抽選により傍聴許可を受ける者を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新聞、テレビその他報道に携わる者（以下「報道関係者」という。）で会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者
- (3) たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) スマートフォン等、その他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、それに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第7条 会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。